

## 代理人による公売参加手続き

インターネット公売では、代理人が公売参加の手続きをすることができます。代理人には、少なくとも公売参加申込、公売保証金の納付及び返還にかかる受領、入札並びにこれらに附帯する事務を委任することとなります。

### 1 代理人になれない方

- (1) 国税徴収法第92（買受人の制限）又は同法第108条第1項（公売実施の適正化のための措置）に該当する方
- (2) 那須烏山市インターネット公売ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等に該当する方  
※暴力団員等とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- (4) 18歳未満の方
- (5) 日本国内に住所、連絡先のいずれも有しない方

### 2 代理人による手続きの流れ

- (1) 代理人のログインIDでインターネット公売の公売物件詳細画面より公売参加仮申込みを行い、参加者情報に、代理人の住所・氏名を入力してください。仮申込みの際は、代理人による手続の欄の「する」を必ず選択してください。
- (2) 以下の書類を公売担当部署に提出してください。入札開始2開庁日前までに必要書類の提出が確認できない場合、また、公売参加者本人以外の方から委任状が提出された場合も、入札をすることができませんのでご注意ください。  
ア 委任状 ※必ず委任者（公売参加者本人）の印鑑を押印すること  
イ 公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書  
※代理人の住所及び氏名並びに代理人であることを明記すること  
※振込先は代理人名義の口座のみ指定可能
- (3) 「公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書」の受領後、提出された依頼書に記入されているメールアドレスあてにメールを送信し、振込先口座等をご案内しますので、案内にしたがい納付してください。
- (4) 公売担当部署が、公売保証金の納付を確認した後、参加申込の完了手続きを行うと、入札することができるようになります。